

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-3（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45931

李光代表質問
大公報并作成

支那代表室内閣答書作成記録

88.12.6

第一回

1. 11月28日 朝鮮自民党の説明より代表室内閣
作成方依託事、同日本と383万ヒ

協議の上 別添1.の書きを作成、同日本
主印 PDA印 内閣印 3483万ヒ修了
(別添1.9月3日) 88.12.6

修正の上 同日本と3483万ヒ修正
方依託 88.12.6 89.1月2.正 作成、12)後

別添紙上記手本。

2. 是29日 支那内閣答書作成
答書作成 88.12.6 同日本と3483万ヒ
作成 (主印(捺印), 小印取扱) 1月2日

支那内閣答書作成 3.の如く修正 (二回目)

同日本に依る如く再修正 (同別添紙3号)

(参考用)

(別添4.)

2

1. 略書きで提出された書類は原稿
2. 二点で書類を 12月1日まで修正、翌2日

提出用紙を112隻向、略書き用紙各4枚

外
交
部

糧事情勢。

(1) 與同聲明。背當立在首日本政府的糧事情勢。
詳而論之。

(2) 緊急處置政策之推進之目的所依主向。

(3) 中英貿易

二事得失的堅持。

(4) 與同聲明不為言。僅僅單句堅持之更復的收容之策。

三件鐵頭船

(1) 七二年進鑄不無器用。

(2) 一七二年鑄不無器用。

(3) 檢核可以保證此器是七二年之物。

(4) 一七二五年。

此器鑄於七二年，其形制與七二年所鑄之器無異，故知此器為七二年之物。

此器鑄於七二年，其形制與七二年所鑄之器無異，故知此器為七二年之物。

此器鑄於七二年，其形制與七二年所鑄之器無異，故知此器為七二年之物。

四 不前協議

(1) 不前協議の實質論(不協議の實質論)
即ち新信義。

(2) 共同声明の實質 不前協議の不協議の實質
即ち不協議の實質と不協議の實質。

(3) 不前協議の實質論 不協議の實質
即ち不協議の實質と不協議の實質。

五 地區範圍

伸展區域上分極東與範圍和西和東。

六 地理範圍與地質經

七 論該防禦

八 改易治失之自由化

九 戰備問題

七 甲子年安定之結果年

(經濟活力之培養與條件之變動)

八 地方的改革

専門代表演説（講）

佐藤内閣は組閣以来アジアの平和と日本の安全確立を国策の基調として、國家の統一、国民生活の向上安定、文化的平和開拓の建設に努力し、今日の繁榮を表し、外交的には永年の勵々であり田中耳相柔道を継続し、わが小笠原諸島が返還され、ついで今西歐以来洋服樂風を含めた全国民の意願である洋服復興が実現するに至つたことは、一聲耳相・クヨンソン会談以来想えたる性情衣冠の勢力が撲滅したのであり、殊に世界體育上競争する相互理解の上を立つて、精神的説教などによる成績をもたらしたことは、その功徳を高く評価するに値るのであると認める所であつた。

しかして、今回の米朝返還の決定より一九七〇年代の日本の外交政策が新たなる方向を示し、日米安保条約の拂り違ひを再確認するに必要な調整を有するものとさむれるべきであるのであります。私は、このような認識を立てて、以降の論調の所要表明並びに今回の抗議声明文題し、さへつたの新設つらべ、韓國の参観山被を實じたことを願ります。

われわれが先は、既下の国際情勢、またわが國をめぐる極東的情勢になんがみ、専務の就立、首相と韓米の離婚するため、日本安全保障条約を、經濟事項にわたり、既に離婚離婚やく離婚などの問題を決めたのであります。今回の抗議声明を立ち、韓國と大統領が相互信頼と開拓精神を期する実現の趣意を立て、美

保全的を堅持する意図を明らかにしたことは、わが國の現地に
きまことに満足すべしとするやあると想します。

ところで、國の安全と繁榮を圖るために、一方でかねて重んじ
る安全保障の方途を探求するとともに、同時に領事的・國際的・經濟
の緩和を促進することが必要であり、而して車の西輪のじんく、
相手つて進められなければなりません。不謹として今日の世界、
をかんづくアシア大陸では、香港や上海が繁榮が暮れ在
し、而わかに緩和される見通しがなうのであります。このようだ
う相應達する問題につらべての御訓の所論をまず挙げださ。

す。その意味において英國声明が、中共がその海外領地においてより説明せ、かつ、建設的な態度をとるよう期待すると述べてあることは、高く評価されるべきであつた。然は、説明が中共の動向をどう判断してらるか、また政府が中共との關係をどう対処してらるべきであるか、打ひきに見解を明らかにしていただきたい。

さて、今回の日米会談に於いて特筆大書せれるべきことは、日米兩國の親類と友好關係に立つて、仲間が平和裡にわが國に通商されることとなつたことがあります。しかもわが「セイ1年」接続を「本土並み」とさうむが方の基本的な考え方を今まで実現される形でまとまりたことはまことに喜ばしく、結果、の努力に対しても意義を有するものであつた。以下共圖聲明の内

客船りゆう、廻路の前にこれを一應取らねばする懸念より、さへつかの様を計とめてお尋ねいたしました。もうお詫び、かつ、明快にわ解りましたただれど。

質問一は、セレニ年廻路となりてありやうか、往来通商交渉が手續となるとが、あるとはウイヒトナム駐守が該区域のうちは通商されて居たじめらうとか、さるじめらうわれてきておりまぢ。しかししながら、海賊廻路はわが國政府の懸念であり、これが國體の事務から外れるとさうよのなことがありんはならぬのでありますか、この点につきての大體領との使命と總務の所信をほつきり承りたりたゞ。

次に、海賊廻路を廻りては、廻路の本體と本土との間に差別

がありてはならぬとどうことが最も重要な点であります。毎年外國の施政下にありた沖繩衆が、宿願成りて復帰した際、「本土讃み」となることを期待するのは当然であります。共同聲明には、日本が保有地反ひこれに譲渡する譲取済みが既更なしに沖繩に適用されると述べられておりますが、同時に、琉球と大統領は、現在のような經濟情勢の下において沖繩にある米軍が重要を認識を察して下ることを認めて下るのであります。察して本土と沖繩に差別があることになるのかどうか、終焉のせつめしを答えをうただきたる。

琉民が大きな關心を持つて下るのは、海兵隊の問題であります。日本國政府の海兵隊に対する特殊な感情並びにこれを背景とする日

本政府の政策を尊重し、これに背離するやうなことはしない」と
ることは、友邦米鹽としての綱領のこととは違ひますが、これ
を共同声明の大綱領の確約として明記したことはまことに遺憾で
あります。われわれは、これにより在郷日本士と同じく、核兵器
なしに邁進されることが明らかになつたものと認めます。

他方、共同声明は、専制統治体制に關する米國政府の立場を書
しながら點摺せて記しておられます。これがめぐりて論理が、尋常
の核兵器撲滅のみの約束をしたのではなかるとよりよきな論をなす
ときがあります。私は、この重大な問題につれて論理がいかなる
意図でも約束を与えたとさうようなことは断じてないと確信します
が、いかがですか。聞かれたしましたただめだる。

八 次に、さわゆる戦闘作戦行動のための能敵・凶威使用につれて
の事前協議がついてお尋ねいたしました。事前協議に於しては、本
來イニスもあり、ノーもあるところことはすでに政府が説明して
あるとおもて了解しております。共同声明はこのよきを事前協議
制度を複数に適用しても、日本を含む橋東の艦隊の防衛のために
米國が負つてゐる義務の進行の妨げとなることにならざりうる範囲
を述べておせすが、これは果してどういう意味であるのか。この
点につきても總體はなにか米國と約束をしてきたのか。米國との間
に完全な連絡があるのか、（おられた）おが國の安全にとって重要
な影響のある朝鮮半島や台灣地域において万一事變が勃発したよ
うな場合、いかに対処する考えであるのか、おが國の安全にとって

わめで騒ぎながらの誕生日でした、あらためてねのまうと御祝
歌謡でした。

以上お尋ねした課題は、さすがに田舎の農業家の懐心とされる
問題であるので、本郷高野に聞する今田の田舎会議を通じ、安保の
余裕が豊富に表せしたのかどうかとさう思ひお詫び
しました。

その一つは、沖縄の返済による安移新田の適用範囲、特にもむ
ゆる沖縄の範囲が拡大されるのかどうかともあります。
この辺は専門家による早急な審議を要請せざるに留る
も実現してしまなき場合に、西原高野が十分説明するところの英語
の文書とお読みがあると想おたるので、頼りあたしておたれ
たる。

次は本郷が説教されたことより、本郷が本郷の防備を確
かめるのがどうかどうかあります。この點は、わが國が邊境
の沿岸の奥地防衛の實態を幾々ぞ可察けられることであつて、
臨政の大きな國心事であるがゆえに、國體の生じたるゝ、過半
を説明してしまふに及んで。

10 この慶祝會の邊際にりて、田米同首驕而に御見の一禮をみたの

でありますが、私は今日より復活實現の日を以て、行政の全分野に
わたら、甚魯に多くの慶祝會の仕事のあることを尊崇したこと
既矣也。慶祝會は皆君の本職業なりの事一物であら、庶民の
精神向上、經濟の振興を通じ、豊かな知識界を通ることも多年
日本の慶祝外にあつた東洋民族を通へ迎え入れる所以であら也。
私はこの問題に於ての慶祝の所感を承りたる。

11 次題の復興は、米國との間で敗された慶祝會の最後の課題
の實かしの勝敗であります。したがて、既に第一回慶祝會を終
じた後もひたすらあります。慶祝も先刻の慶祝會を終り、この

朝大な問題に苦戦されたが、ここは北方領土問題解決を開始する企圖式を代表し、日本と敵対せんたりする次第であります。

「…」つい、先般西郷の歴史が「歴史」の前に田中義成の歴史が書かれてゐるのでなければなりません。或はその前に、一九七〇年代を歴史し、今後の正統性をあるとはアムサウルスの日本と西郷の上位の歴史とされ、歴史の見解と教義を振りたゞむ事もやむ。

われわれは、おおきの國力の差張れども、田中義成の歴史も一體と見て取らざつておるんを十分理解せんとするのが本題。
先般西郷と田中の歴史を読みながら、アムサウルスの日本
の歴史が書かれていた紙へ戻らねばならぬ。田中義成アムサウルスの

和と繁栄のため、それぞれいかなる發想を果して行くべきかにつけてもあらためて考えてみると必要があると思ひます。特に我々は、七〇年代における日本が、アジア諸國に対する經濟能力の分野におよび一層大きな責任を果して行かなければならなかと思ふが如、この問題についての總理の所説を重りたるものであります。今日の情勢下において軍事的資金供給の面では依然として米軍の存在が、抑止力として重要な役割を果しておりますが、非軍事的な範囲においては、アジアの先進工業国として、わが國こそ主導的責任を引受けざるを得なけれどもと思うのであります。だからこそ、經濟協力だけではなく、運動員の問題のみならず、医療、教育の分野

があらひをなすであらへることがあるのですや。これらの
無用ひらで経済の見舞をおほし難だつた。

一 脱 終戦後、外交と逕接化ひりて、他の日本の臣民の一員を申し
出へて避難を離ることとしたると断ります。

現在の日本の外交は既に困難が分離して、政治の第一主義と
暴力が求められ、むしろ君主立憲化の傾向を強張し、二重統一の機
構に陥り、融合の態度がみられないことは、日本の不幸である。
民族絆帶のため歴史的たたずみどころでありますや。費用甚大に費
し、海陸運輸、鉄道運送も困難が分離して航海専門したとき、運
見を経一して國内輸送も難え。如既ヨーロッパ諸國のアジア製造、
地の中であつて、日本を第一の独立國家としてやりぬいた先人の

見聞記。かほれは終る懸念を抱かれてゐります。運動するアーティのせむる教訓の懸念を認識し、全国區が聯合したによる設立の組織や組織化しておられたる、共産國際連盟のための党員会議を開いた在俄国の運動に於し、黨員の事を誰も知るをえなかつてゐる事か。

外交省かペトロポルト外交である今田、さら第7〇年代を迎えておる國の實性をおさめず原點としておる点で、政府は國政といふより、眞に國政の命であるところを離つて一體努力するより運動するものであらうか。

私は自由民主党衆代表して、昨日の佐藤総理の所信表明に關し、若干の質問を試みたいと存するものである。

（佐藤内閣は組閣以來わが國の独立発展と国民生活の向上安寧を国策の基調として、外交面では日韓基本条約の締結、小笠原諸島の返還等を達成し、内政面では日本を世界第三位の生産国に向上せしめるなど、跡著な業績を挙げたのであります。が、今回の日米会談につて、さうに全国民一致の意願であつた沖縄の復帰が、世界史上稀に見る平和的話し合いで外交によつて実現したことは、その成果を極めて高く評価されるべきであると信じますのであります。

また今回の佐藤ニクソン会談により、日米両国の國際情勢に対する共通の認識と相互信頼に基づき、日米安全保障条約が相当長期间わたり、安穏を維持されることに決定したこととは、極めて平和とわが國の安全、繁栄のために、まことに喜ぶべきことであると同時に、

一九七〇年秋の日本の基本的外交路線を方向づける重要な意義を持つものであります。今回の日米会談において、総理の趣意が、「七年返還、核抜き、本土並み」というものが方の要望する線にそつて実現をみたことは、頗る満足すべき成果であり、總理の努力に対して敬意を表すものであります。このいわゆる三条件のうち、「七年返還」ということは、復帰に伴う諸準備のことから考慮すれば、野党の諸君の主張する「即時返還」とほとんど同意であると、御説明であります。も左様に考えます。然るに一部では、岸壁の問題や「七年半」、「ペトロム取引」には迷屋が冲の国际情勢と連絡がある上りに言ひ方がありますが、この点を勘する總理の御見解をまず承わりたいのであります。

次に國民が大きな信心を擡つていふ核兵器の問題であります。が、返還後の沖縄の軍事基地が「核兵器」を有することは、共同声明にも明記されており、専門の余地のないところからであるに拘らず、これを嫌いて反対者があり、また一部に如く「事前協議に関する米国政府の立場を察しない」旨の共同声明の文を差しえて、總理が将来に有する核兵器の持込みを約束したのではないかとの説をなす向きがあります。私はこの重大な問題について、絶対が返還時核抜きの確約をとりつけられ、またいかなる意味でも将来の核兵器を認めず、これらの論点を重ねて明らかにしていただきたいたれどあります。

次に、「本邦返還」ということの涵義であります。私はこれは日米安全保障条約及びこれに連する諸取決めが、本土と全く同様に沖縄に適用され、という意味に解しており、其の声明も又これを裏書きしているのであります。然るに總理と大統領が現在のような根柢の下において、沖縄の大軍が重装を役割を果してゐることを防いでいる事から沖縄において、本土との間に何らかの差別があることになるのではないか、といふ疑念を抱く者が多いために反対してゐる所が、本來イエスもあり、ノンもあることは、すでに政府が説明してゐる通り女子校にてお母さん

前題を充してゐる事の行為のための施設、区監査官についての事前協議についてお尋ねいたしました。

ます。共同声明は、このような事前協議制度を沖縄に適用しても、日本を含む極東の諸國の防衛のためにアメリカが負つてゐる義務の遂行の妨げとなるものではないという趣旨を述べてあります。これは果してどういう意味であるのか。日米關係におけるわが国の主体性が完全に貶かるることであるか、或はアメリカとの間に何らか包括的了解乃至約束でもあるのか。もちろん、わが國の安全にとつて重要な影響のある朝鮮半島や台湾地域において安保条約のもつ被争抑止力にも拘わらず、万々が一にも那變が勃発したような場合は、いかに対処する考え方であるか、これらわが國の安全にとつて極めて重要な問題について改めて御答弁を頼むしたいのであります。

六、これらに續け、私は今日から沖縄の復帰実現の日まで、軍事面並びに行政面の全分野にわたり、広汎な復帰準備の仕事があることを注目したいと存じます。沖縄住民の運がなる國政参加をはじめとして、県民の福祉を向上し、経済を振興し、再び本土並みの沖縄県を造るには、ありますか。これに対する政府の方針が、ある所信を持ついられるか。今一度国民の前に政府の決意を明かにして、いきを走りたいのであります。

七、沖縄の復帰は、アメリカとの間に残された戦後処理の最後の課題の棘がしい解決であります。

八、一方、一方において自らの安全保謐の方途を探求するとともに、西方積極的の國際政策

の実現を促進することが必要であり、前者は車の両輪のごとく相伴つて進められなければなりません。不幸にして、昨日の世界をかんぐくアジアにおいては、各地において帝お緊張が存在し、にわかに緩和される見通しはない、と存じます。凡そ一國の安全を図るために、

の国際政局を構築を影響を及ぼすものであり、前者は車の両輪のごとく相伴つて進められなければなりません。不幸にして、昨日の世界をかんぐくアジアにおいては、各地において帝お緊張の実現を希望するのであります。我々は中共が国際的な孤立政策を捨てずみやがに国际社会に復帰する立場を希望するものであります。この点に関し、今回の日米共同声明でも中共について大きなものであります。我々は中共を陰いで造成できぬことを希望するのであります。また、この際重要なことは日米安保条約について、その戰争抑止的効果を曲解して、これをもつて、わが國を戦争に巻き込むのだといふ方に対する、総理はどういう御見解を抱かれるか伺いたいのであります。

九、また、日本安保条約と沖縄返還との関連において、沖縄の返還によつて安保条約が何らかの質的変化をうけるものかどうかという点に就きをして、お尋ねをいたしておきたいと存じます。すなはち、その一つは、沖縄の返還により、安保条約の適用範囲、特にいわ

心る極東の範囲が拡大されるかどうか。との点は特にベトナムにおける平和が沖縄返還時

に實現されていない場合、両国政府が十分協調するという大河芦明の文言とも関係があ

ると思われる。明らかにしていただきたいのであります。さて沖縄の返還されることに

付随的の性格が變るのであるかどうかという点も、あわせて御説明を願いたいのであります。

（二）なお、私はわが国の經濟的躍進に伴う國際的地位の向上にかんがみ、沖縄返還と安保の自動連繋といふ今日の時点において、日米關係も兩國が各自主體性を持つて相過力する新しい時代に入ったといふことができると考えるのであります。すなはち、軍事的安全保衛の面では、米軍の存在が戦争抑止力として依然重要を後削を果してあります。非軍事的方面を細々とすれば、アジアの先進工業国として、わが国こそ自生的に主導的役割を引受けでいかなければならぬと思うのであります。なかんぐく經濟協力については、援助協定の締結のみならず、援助条件の緩和の強い要望もあり、産業の方面のみならず、医療、教育、文化、農政これら諸國の利益を用途として行なわれるものであり、七〇年代においてわが國はこの分野に一層大きな責任を負わねばならぬと考えるのであります。これらの諸点を踏まへて、沖縄返還は、これら諸國の利益を考慮して行なわれるものであり、七〇年代においてわが國はこの分野に一層大きな責任を負わねばならぬと考えるのであります。

（三）現在我が國において、外交に關する論議が分裂して、詰合ひの態度がみられず、二者の対立の様相を呈してありますことは、日本の不幸であり、國家民族の将来のため憂慮に堪えないところであります。徳川源末に當り、尊皇攘夷・修羅開國と世論が分裂して争執したとき、洋輔問題を統一して明治維新を迎えたヨーロッパ諸國がアジアを植民地化しよぎとした危局を切りぬけて、日本の独立を守り抜いた先人の英知に私は深い敬意を表するのであります。洋輔問題解決のための党首会談を拒否せたり、洋輔返還交渉のための總理の諒承を阻止せんとした一部野党の悪意を深く遺憾とするものであります。

（四）内政問題に關し、總理が所信を表明せられた諸政策は、いずれも緊要かつ妥当であるとみられるのであります。我々はその実施の一日も速からんことを希うものであつても、やや身中なかんづく。消費者物価の安定は国民の民心が最も深い問題であり、政府は各般の政策を鼎力に推進して、国民生活の安定を図るべきであります。特に米の過剰をはじめとする諸々の困難な問題をかかえている農政につきましては、総合的見地から政策の大転換を図ることの必要があることは先に總理の述べられたところであります。私は政府が新総合農政を実現せられることを要望し、改めてこの点に因るる政府の決意の程をお聞いいたします。

（五）私は今日わが國において最も直級な問題は、國民の精神力であり、道義心であり、現下の大半紛争の眞の原因は思想の混亂に加えてこのような精神力の欠如に胚将すると考え

ております。國民をかんすく青少年層が健全な精神力をそなえ、正しい道義の觀念を身につけない社会が、世界各国に伍して發展してゆく筈がありません。而して、國民の精神力と道義心を滋養する途は、わが國が世界の平和と人類の福祉を念願し、東西文化の融合を南北民族の協力を図る崇高な使命を担う國家であるというビジョンを次代を担う青年層に与えることにより、政治の根本をこの理想に指向することが、激動の一九七〇年代をまさに迎えんとする為政者の最大の責務であると信ずるものでありますか、總理のこれに関する御信念を承わることができれば幸いであります。

これをもつて私の質問を終ります。

別添4.

（参考）

新時代農業園への機關各会（案） 連絡網四、一一二二九

（緊急機関と実業團体）

今回の機心ニタシソ大農園の急務となつたものに、我國機械の需要を知らぬたためか、田舎町の機械業者への努力の必至なる事である點が其處の難儀であるま。

機械のアシテ種類があると、農耕半島や山野地帯の整備も機械化を進してくる故に、アシテトナム機械業者紹介ノの執行の実じめられざるなど、今後として農業機械の方面へ向ひてあると考えられ候。

しかし、農機器と農の接觸機会をあらわせたるは農とて詫詫園の農業の取扱を失つてゐる所々の不良地帶を除くして多く農



力が必須であることを甚だ心地よいものでした。弊社アマゾン不動
産の最大の強みの一つは、その範囲にあり、複数の競争者からア
マゾンの強さを發揮する能力、技術能力を努力してきました。

今後も各業界の未開拓面の能力をえて、一層努力を進めて行き、
よりて競争力の強化を努力して行きたい所であり
と思ひます。この分野では、アマゾンの完全導入上位を技術を駆
き徐々より、おじるや各業界を横断して行くことを目
標とします。

重ねて、どうした競争環境の問題か、競合の競争力の強さを考慮
と不断の努力を怠てはじめて安定したものがなれません。またニ
クソン大統領が、日本が世界の貿易を掌握し命じたのが、最後

既報の如き、田代が豈無能の職を獨立力としての發揮を圖る意
願した事は既に幾多有り乍ら之を以て、終始、今後とも田代が豈無能等
の發揮能力としての發揮を主を發揮しある上に努力して行く方
がやがの所か。

新機の開拓がいたるに、廿二年、新機の「本土機」である
ゆき機の開拓がはじめてある。この新機は、ヨクノ大船製
鐵下會社が考案したのであるから、この新機は、ヨクノ大船製
鐵の新開の新機。新機及びノーマル機は、新機の新開の新機
と呼べるが、新機は、新機の新開の新機の新機である。
古の通路の上を歩く所では、新機の新機である。

老練の新機は、大船製鐵の新機の新機であるが、新機
は、新機の新機であるが、新機の新機の新機である。新機の新機
は、新機の新機であるが、新機の新機の新機である。新機の新機
は、新機の新機であるが、新機の新機の新機である。

多難なるが如き、時折是種の政治の報道を聽むる機会は豈く少く、其の間も
監視しておられた、貴君の御見聞、御感想、御意見等を承りたいと思ふ。
しかし實に吾が國の政治は、日本國政府が一貫の堅持する立場
の堅持が難能といへ、總督御統治下に於ける如きは、本來
既方の總督御統治の總理、本州國政府の總理の御統治なり、總督
御統治のものなり。總督御統治の御統治の御統治が總理なり
ゆえに之れは、一九一九年の總理御統治の御統治なりと考へてある事か。
或へども一九二二年春の總理御統治の御統治なりと考へてある事か。
かくあれどれど、地方御統治の御統治の御統治なりと考へてある事か。
第一回が即ち總督御統治の御統治なりと考へてある事か。

自此之後事事都變了樣，也沒有再見到過他。忽然，某
日，他突然回來了，而且是獨自一人，這令大家非常驚訝。
他說：「我回來了，因為我已經辭去了工作，現在在上
大學，我學的是建築工程，我會在這裡找一個工作，所以
我回來了。」他說完後，大家都為他鼓掌，並祝他好運。
他說：「謝謝你們，我會努力的。」然後，他便離開了。
自此之後，他便開始在這裡找工作，但是一直沒有找到。
直到有一天，他突然發現，他的錢包掉在了地上，他拾起
來，發現錢包裡有幾張紙條，上面寫著地址和電話號碼。
他立即撥打電話，並問清楚了地址，然後，他便去了那裡。

火薬の本體は、火薬粉と火薬油である。火薬粉は、火薬の主成分で、火薬の燃焼を起す。

火薬粉には、火薬の燃焼速度が速いものと遅いものがある。速い火薬粉は、火薬の燃焼が早く、遅い火薬粉は、火薬の燃焼が遅い。

火薬粉には、火薬の燃焼速度が速いものと遅いものがある。速い火薬粉は、火薬の燃焼が早く、遅い火薬粉は、火薬の燃焼が遅い。

火薬粉には、火薬の燃焼速度が速いものと遅いものがある。速い火薬粉は、火薬の燃焼が早く、遅い火薬粉は、火薬の燃焼が遅い。

火薬粉には、火薬の燃焼速度が速いものと遅いものがある。速い火薬粉は、火薬の燃焼が早く、遅い火薬粉は、火薬の燃焼が遅い。

火薬粉には、火薬の燃焼速度が速いものと遅いものがある。速い火薬粉は、火薬の燃焼が早く、遅い火薬粉は、火薬の燃焼が遅い。

火薬粉には、火薬の燃焼速度が速いものと遅いものがある。速い火薬粉は、火薬の燃焼が早く、遅い火薬粉は、火薬の燃焼が遅い。

火薬粉には、火薬の燃焼速度が速いものと遅いものがある。速い火薬粉は、火薬の燃焼が早く、遅い火薬粉は、火薬の燃焼が遅い。



然也。故其子之賢也如也。

此一「子」，則指諸侯國君之子，非指公卿大夫之子。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。

此一「子」，則指諸侯國君之子，非指公卿大夫之子。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。

此一「子」，則指諸侯國君之子，非指公卿大夫之子。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。

此一「子」，則指諸侯國君之子，非指公卿大夫之子。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。

此一「子」，則指諸侯國君之子，非指公卿大夫之子。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。故其子之賢也，則其父之賢也。故其子之不肖也，則其父之不肖也。

レーベンハーフ
レーベンハーフ

其體の細胞構造は細胞壁、核膜、核膜外の間隔並に
成る核膜外層が中央部へ連絡し、中央部の核膜が周辺部
を包む形で、核膜張膜が膜の内外に均等に分布する。此處於山へ
就て核被膜外層が細胞質側に「核被膜下層」
核被膜外層が山の内側に核膜張膜の外側に位置する事と
此處於山の核被膜張膜側に核膜張膜の外側に位置する事
が此處於山の核被膜張膜側に核膜張膜の外側に位置する事
也即ち「細胞質側」の核被膜張膜の外側に位置する事。

成る事無く、或は既に成る所の事実を記述する事

は、必ずしも實感的である。即ち、實感的である事は、實感的である事である。

（二）實感的である事は、必ずしも實感的である事である。

精神の癡證は既に死の危機、即ち死に至る程の精神的衰弱である。精神の衰弱は、精神の健全性の回復を妨害する原因である。精神の衰弱は、精神の健全性の回復を妨害する原因である。精神の衰弱は、精神の健全性の回復を妨害する原因である。精神の衰弱は、精神の健全性の回復を妨害する原因である。

今更の教訓は、精神の衰弱は、精神の健全性の回復を妨害する原因である。精神の衰弱は、精神の健全性の回復を妨害する原因である。精神の衰弱は、精神の健全性の回復を妨害する原因である。精神の衰弱は、精神の健全性の回復を妨害する原因である。



始めて、西日本に於ける新種の開拓地の研究者たる筆者、新種の植物を観察するの外に、その生態、分布、栽培法等の調査研究も並行して行なつてゐる。このうち、主なるものは、山野の草花、果樹、茶樹等の栽培法と、その他の農業生産上の問題である。筆者は、この問題の研究を主として、特に茶樹の栽培法と、茶園の管理法、茶葉の製造法等の問題について、多くの論文を著してゐる。筆者は、茶園の管理法と、茶葉の製造法等の問題について、多くの論文を著してゐる。筆者は、茶園の管理法と、茶葉の製造法等の問題について、多くの論文を著してゐる。筆者は、茶園の管理法と、茶葉の製造法等の問題について、多くの論文を著してゐる。筆者は、茶園の管理法と、茶葉の製造法等の問題について、多くの論文を著してゐる。筆者は、茶園の管理法と、茶葉の製造法等の問題について、多くの論文を著してゐる。筆者は、茶園の管理法と、茶葉の製造法等の問題について、多くの論文を著してゐる。

「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」
「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」
「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」
「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」
「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」

「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」
「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」
「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」
「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」
「お前が見事だ。この魔羅の魔羅の魔羅の魔羅の魔羅だ！」

子也者也，假若他真能如所傳的那樣，則無疑的這孩子之父母
雖已死掉，其靈也必為之附身。但「我」說過這事，是聽過他
說，也沒有說過。故他以爲我所說是和他說的多不同也。

「我」聽了那話，便向他說：「你怎樣？我聽說你很會打
冷戰，你會不會？」他答道：「我會的，我會的，我會的，我會的。
心裏冷的時候，我會打冷戰的。」他說着，便把他的手伸到我的
腋窩裏去，他的手是冰冷的，我將他的手放在我的腋窩裏，這孩子的
手，觸摸我的腋窓的時候，他的手是冰冷的，我將他的手放在我的腋窓
里，他的手觸摸我的腋窓的時候，他的手是冰冷的，我將他的手放在
我的腋窓里，他的手是冰冷的，我將他的手放在我的腋窓里，他的手是冰冷的，我

の説教は、必ずしも理窟で、教説的で、説教的のものではない。この説教は、
その説教の本意を、説明するものでは、心の運轉に蒙るものであ
るが、それは、心の運轉が、身の運転と並ぶ事である。山高水深の、川舟の
船頭が、舟を操り、水を操る事は、山の操る事である。川舟の
船頭が、舟を操る事は、山の操る事である。川舟の船頭が、舟を操る事は、
山の操る事である。山の操る事は、川舟の船頭が、舟を操る事である。

本院の機関誌は、私とニタソン大統領との会談をもつて終了したのですなく、おしるこれから異体的距離感となりからなければなりません。たゞほど申し述べました距離感は結交感と相並んで、一九七二年の通商時までに完了したがなればならぬと要な大事業であるまじめ、施政権の田舎を駆逐するためでもある。日本院のこの面での緊密な協力はますます必要であります。

このため、我國声明にも取らかなどおり、東京の機関誌員会(年報)開かるとともに、本院の原本の機関誌員会(年報)へなる事務部員会へも取扱して、万端細なきを継ぐこととなりました。この結果、会には新設政府行政主席も参加することとなつてあり、これによ

つて、沖縄百万禁民の考え方をされるようになつて下さい。同時に、決戦の意志がわる國政府の中央においても反駁されるため、國政参加を早急に実現すべく、努力する所存であります。

琉球準備は後來の豊かな沖縄県造りの第一歩であるだけに、その重要性はあらためて序し上げるまでもあります。したそり具体的内容はさわめて多岐にわたりますが、特にその最も中心的部 分を選び出すとすれば、沖縄県設置の準備と、該地開拓運営に不可欠な地位堅定の適用のための準備が挙げられます。前者は、行政財政制度その他の本土との一律化・整一化と並行して正及び沖縄經濟開拓のため長期にわたる政策の決定と実行が主なる事となります。またこれとの連繋で被爆復興援助費の大市拡充をはかつて行く

普通の過程がこれ

考え方あります。前方後端にいたり、前方後端の構造

結構の存在性を認める論文の研究の発展へと繋がる研究が行われる

研究課題

運動機能の発達過程で生じる変化の原因の説明

この点、これまでの研究を総合すると、以下

の二つの説明がなされている。一方は、運動機能を備えるための構造的要素の構成を増加すること

による説

である。

他方、

運動機能

の構成

を増加する

ことによ

る説

である。

（北方領土）

今回の総じてクサン大統領との会談による在朝民族の釋放をもつて
つて、日本側に譲られた極めて珍重する命の釋放はいた領土問題をもつて
解決をみる運びとなりましたね。これに付し、韓韓領の北方領土
の問題が未だに解決の難をりておらぬことはまだ問題でな
りませ。

沖縄鹿児島の周辺がついた今日、北方領土問題も、やがて國
際上の領土問題である意味で解決された極大的問題である。政府とし
ては、この点を認識しており、全國民的立場を踏まえ、ソ連領を
めぐる問題を今後一進歩めで行く所存であります。

牛首山の夜の宿處、山の下に宿舎の旅館が深く、日本東方に
旅館の大門が四角い塔の前か。山の腰に舍舟、湖に日本ノ大蛇の
島か、旅館の前で船橋か、或ひ、湖面を横たわる大蛇の島か
と見やる所の御城貢の上御舟か。

今後羅城の城は越後守、而も多ひ連山松坂郡が城守たり
也か。越後守は、松坂山の城守なりとても御城守也。1時
山に御城守、松坂山の城守と改められ、御城守の御城の御城
主は御城守、以前、人の御城、御城守の御城主御城守の方
御城守也、御城守の御城の御城守御城守の御城守也。

法政や他の大学院に通う。日本が世界へ影響するものとして
開拓の精神と少しだけ政治的知識を身につけた者を育てるので
ある。以上の教育方針、教科は人文科と大體似たものである。
四十歳位で卒業した者は専門家である。

九
（安保条約は承認せず）

次に、沖縄返還後におけるいわゆる極東の範囲についてでありますが、日米安全保障条約という極東とは、従来の政府統一見解にもあるとおり、国際の平和と安全の維持という見地から、日米西園共潤の關心の的となる区域ということであり、従つて沖縄が返還されたからとさつて、このような意味でわが國が關心を持つ区域が自動的に広くなるということはありません。政府としては、従来の「フィリピン以北。。。」との極東の範囲に限する見解を変更する必要を認めておらず、従つてヴィエトナム等のいわゆる周辺地域を新たに含むこととはなりません。

(1) おや外せやと汗腺の熱波が脛筋から腰筋へと走る

「おや、山脈へ出でようと思つたや」

（ 2 ） おや、脚筋の熱波が脛筋へと走る

「おや、脚筋の熱波が脛筋へと走る

（ 3 ） おや、脚筋の熱波が脛筋へと走る

「おや、脚筋の熱波が脛筋へと走る

（ 4 ） おや、脚筋の熱波が脛筋へと走る

成田牛舎付近のための規制事項を掲載の牧場となる牧場で、安全
衛生のための規制事項を掲載するが、全く違ひがあるのです。
あくまでも規制事項です。

ナゼ元陣し廻りをした上りで、私は西歐樂器團のためだけ、わが國本來國と協力しつゝアヴァンガードの躍進の勢力を主導的立場を取しておればならぬと考えておりまち。

私は、わが國の音樂藝術として、まだか候曲樂の一體の發展のためため、國統治上層、なんぞく貴族のアヴァンガード樂團に就し、今後一體と國吉樂團上の勢力を強化するものと考える。次第である。樂團のところ、わが國から之の樂團は近年急激に擴大し、一九六八年には全國音樂團體の數百團となリました。しかしながら、ひるがたりて樂團の問題整理があるに、一九七〇年代を経て先進國の樂團は擴大を始めて、多様化して

世界全般の課程ある教養を備へたと真鍮た教師が假るもおで
る所などは實に珍らしかつたのであつた。おお圓心こまへて、圓
文部省との關係を結んでいたものは勿論ではあるまでも、今度止ま
しやうやく大通義田總理が十数日前圓心から來り、圓文道上國に假す
る御教職の一職の充當に努力すべしの心得をまわ。

その點、舊編修の實驗體の擴大となると實驗體の體積が
さむめて増加せんことを想像してゐる。やや拘泥的力や懶惰面で
の能力の点とく、圓文道上國の人達が如何に圓文道上國する事の能力は、
さむめて遠慮の限らざると考へたまゝ。然ちに四年の文部省の實驗會
に取組んでおられたが圓文、圓文の充當をめぐる能力の点とくか、
その人達の實驗上、各圓文道上國へ歸属されたより、今後一層の發
大を計る所多であるま。

別紙

被

て

なお、日米安保条約について、これがわが国を戦争に巻き込むものであるとの主張があることは承知しております。しかしながら、元来平和憲法下の日本~~は~~自ら他に対し戦争をしかける事などとらうことはありえません。また米国につけてもさようなことは全然考えられません。他方、日米安保条約が存続する限り、わが国に対する攻撃は、すなわち、対米戦争を意味するものであり、いかなる国も、圧倒的に強大な軍事力を持つ米国と正面から対決する危険を避けることとなるのでありますて、かくして戦争がむしる未然に防止され、もってわが国の安全が確保されるわけあります。これこそ正にこの条約の戦争抑止的効果にほかなりません。

戦争にまき込まれないためには、日米安保条約がある方がいい
ということは、過去の事実により裏付けされていると信するもの
であります。わが国が一九五一年に安保条約を締結した時も、一
九六〇年に新安保条約を締結した時にも、これに反対する人は、
いつも緊張が激化し、日本は戦争にまき込まれると主張したので
あります。事実は旧安保条約発効後二十年近くわが国は一度も
戦争にまき込まれなかつたことは勿論、戦争の危険にさらされた
こともなく、今日まで繁栄を続けてきましたのであります。私は、日
米安保条約はわが国を戦争にまき込むものであると主張する人々
に対し、かかる現実の客観的事実を直視されるよう要望する次第
であります。

田米共同声明について(昭和四十四年十一月)

日本は沖縄の「七二年、核抜き、本土並み」「返還とらう基本線」を貫いてゐる。

丁(七二年)

一九七二年中の返還の実現は間違ひなく、これのため必要な返還協定を交渉し、また十分に復帰準備を進めるための期間を考へに入れれば、いわゆる「即時返還」と同じことである。

なお、ヴィエトナム戦争が七二年返還の障害となるのではないかとの懸念が一部にあるようであるが、そもそもヴィエトナム戦争は、七二年までには終つてゐるものとみられ、万々一勝つてゐなるとしても、返還をそのためストップすることは躊躇の事情からありえぬ。この点に關する「両国政府は。。。十分協議する」との共同声明の表現は、今から「さういつつ戦争

を止める」とはいいたい米国の立場に対する總理の理解を示して、「その時点で相談に乗るう」との気持を表わしたものであり、七二年返還そのものは前記のとおりそのまま実現する方針であり、また返還後のB52の沖縄からの発進をあらかじめ許したものでは勿論ない。

(1) (核抜き)

沖縄の核兵器を撤去するということとは、米国の最高責任者であり、核問題につき最終的決定権をもつニクソン大統領の確約であるから、全く疑問を残す余地はない。同大統領は、佐藤總理との会談で核兵器に対する日本国民の特殊な感情とこれを背景とした政府の非核三原則に深く理解を示し、自らの決断によつて、明確な約束をしたのである。

共同声明の「事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく」という表現は、大統領が米国民に対し説明しやすいや

ようだ、米国としては沖縄返還とともに現在本土につられて当てはまると同様に、核兵器の持込みは事前協議の対象となるべき性質の問題であるとの立場を念のため確認したもので、本土につられてても沖縄につられてても、核持込みに「イエス」を与えたものでは勿論ない。この点政府は、非核三原則を沖縄においても堅持することをすでにたびたび明らかにしておるのは御承知のとおりである。

以上のとおりであるから、一部といわれる「核安保」「云々とか、核抜きを証明せよとの議論は全く当をえておらないものである。

② (本土並み)

共同声明に明記されておるとおり、安保条約とその関連取決めは、事前協議制度を含めて、本土と同様なんらの例外も差別もなく、全面的に沖縄に適用されるのである。従つて、返還後

の沖縄における米軍基地の「自由使用」ということはありえず、完全な本土並みとなる。

沖縄の米軍はわが国及びわが国を含む極東の安全と平和の維持に重要な役割りを果してゐるが、返還後も右の本土並みの枠内で、引続きその重要な役目を果して行くこととなるのである。安保は変質せず。

(一) 安保と緊張緩和

共同声明で安保条約を堅持する方針を明らかにしたことは、責任政党たるわが党の党識と一致しており、まさしく日本の国益に合致するものであつて、現在の国際情勢を十分認識した上での適切な措置であると思う。同時に、緊張緩和とくうこととは、戦争を抑止する極い決意と不斷の努力があつて始めて達成される、という厳しい現実をも見逃すことはできない。日米安保条約は、今回の共同声明によつて格別「強化」されたわけではなく

が、今後とも戦争抑止力としての機能を十分發揮するものである。このことは、一部にいふとく「日本の対米依存を高める」とことは全く反対に、むしろ緊張緩和面での米国の「対日依存度」を高めたものとみるべきである。

II (極東の安全とその範囲)

わが国としては、自国の安全保障の見地から極東の近隣諸国との安全に重大な関心を持たざるをえないことは当然である。安保条約にさう極東とは、日米両国が平和と安全の維持に共通の関心を持つてゐる区域といふことであり、これは從来も今も全く同じで、沖縄返還によつて変つたり、拡大することはない。ヴィエトナム等のいわゆる周辺地域（注）を新たに含む等、極東の範囲が拡がることはならないのは勿論である。従つて、一部にいふ「アジア安保化」などというのは全くの誤りである。

(注) 昭和三十五年の政府統一見解では、安保条約にさう極東の

範囲は、「大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域」云々となつてゐる。ヴィエトナム等は極東の「周辺地域」に該当する。

四

（事前協議）

現在の安保条約及び関連取決めがなんら変更なく、かつ、差別もなく沖縄に適用されるのであり、沖縄にある米軍の戦闘作戦行動のための発進も、事前協議の対象となるのであるから、安保条約の性格は、沖縄返還の前後を問わず全く變ることはなる。事前協議は本来「イエス」も「ノー」もともにありうる（注）のであり、これは從来から政府がくり返し述べてきているところであるが、これは沖縄返還によつても交らなむのは当然である。現に共同声明のどこをみても、わが国があらかじめ事前協議について「イエス」の約束をしたところは一つもない。（注）事前協議が常に「ノー」のみであるとすれば、事前協議制度を設けた意味が全くなくなつて了う。（勿論、核について

は政府は常に「ノー」という方針である。)

(韓国、台湾)

わが国がおかれてくる地理的位置を直視すれば、韓国や台湾地域の平和と安全が確保されることがなによりも望ましいことは明らかである。仮りに韓国や台湾地域で重大な武力侵略が起れば、国益に直接繋ぐ重大事件となるのであるから、事前協議に対しても前向きの態度をもつて事態に対処するのは当然である。これこそは事前協議の真正運用であり、これまた従来からの政府の考え方と変らない。

なお、一部には沖縄返還を機として、米国が韓国、中華民国、フィリピン等と結んでいる防衛条約が、日米安保条約と「統着し、これによつて日本が戦争に巻き込まれてたう」との議論があるが、これは全くの誤りで、現在と同様に、それぞれの条約は別々のものであることはどうでもなう。前記の韓国や台湾

地域についての事前協議の運用は、あくまで我が国の国益に照らして行なわれるものであり、米国と第三国との条約があるがゆえに行なわれるのではなくことは明々白々である。

四

沖縄の局地防衛

沖縄の施政権返還に伴つて國地域の防衛責任は、本土と同様第一義的にわが国が負うこととなるのは当然である。しかしながら、これはあくまでも憲法の許す範囲内であり、返還後の沖縄に整備する防衛力は純粹に防衛的、かつ、局地的なものに限られることはいうまでもない。従つて、一部の宣伝にいうごとく、沖縄から自衛隊が海外派兵され、米軍と共に作戦を行なうなどということはナンセンスも甚しい。